

表7 養育費3人表(第1子15~19歳、第2子及び第3子0~14歳)

2,000	1,409	36~38万円
1,975	1,391	34~36万円
1,950	1,373	
1,925	1,356	32~34万円
1,900	1,338	
1,875	1,320	
1,850	1,302	30~32万円
1,825	1,284	
1,800	1,267	
1,775	1,249	
1,750	1,232	
1,725	1,214	
1,700	1,197	28~30万円
1,675	1,179	
1,650	1,162	
1,625	1,144	
1,600	1,127	26~28万円
1,575	1,109	
1,550	1,092	
1,525	1,074	
1,500	1,057	
1,475	1,041	
1,450	1,024	24~26万円
1,425	1,008	
1,400	991	
1,375	975	
1,350	959	
1,325	943	22~24万円
1,300	925	
1,275	905	
1,250	887	
1,225	870	
1,200	853	20~22万円
1,175	836	
1,150	817	
1,125	799	
1,100	781	18~20万円
1,075	764	
1,050	748	
1,025	728	
1,000	710	16~18万円
975	691	
950	674	
925	657	
900	641	
875	624	14~16万円
850	608	
825	592	
800	575	
775	559	12~14万円
750	543	
725	526	
700	510	
675	493	
650	477	10~12万円
625	459	
600	440	
575	421	
550	401	
525	382	8~10万円
500	363	
475	344	
450	325	
425	308	6~8万円
400	290	
375	272	
350	254	
325	236	4~6万円
300	217	
275	199	
250	182	
225	164	2~4万円
200	147	
175	129	
150	112	1~2万円
125	96	
100	78	
75	59	
50	39	
25	20	0~1万円
0	0	

自営 0 20 39 59 78 96 112 129 147 164 182 199 217 236 254 272 290 308 325 344 363 382 401 421 440 459 477 493 510 526 543 559 575 592 608 624 641 657 674 691 710
 給与 0 25 50 75 100 125 150 175 200 225 250 275 300 325 350 375 400 425 450 475 500 525 550 575 600 625 650 675 700 725 750 775 800 825 850 875 900 925 950 975 1,000
 【権利者の年収/万円】

表8 養育費3人表(第1子及び第2子15~19歳、第3子0~14歳)

2,000	1,409	38~40万円
1,975	1,391	36~38万円
1,950	1,373	
1,925	1,356	34~36万円
1,900	1,338	
1,875	1,320	
1,850	1,302	
1,825	1,284	32~34万円
1,800	1,267	
1,775	1,249	
1,750	1,232	30~32万円
1,725	1,214	
1,700	1,197	
1,675	1,179	
1,650	1,162	
1,625	1,144	28~30万円
1,600	1,127	
1,575	1,109	
1,550	1,092	
1,525	1,074	
1,500	1,057	26~28万円
1,475	1,041	
1,450	1,024	
1,425	1,008	
1,400	991	
1,375	975	24~26万円
1,350	959	
1,325	943	
1,300	925	
1,275	905	
1,250	887	22~24万円
1,225	870	
1,200	853	
1,175	836	
1,150	817	20~22万円
1,125	799	
1,100	781	
1,075	764	18~20万円
1,050	748	
1,025	728	
1,000	710	16~18万円
975	691	
950	674	
925	657	
900	641	
875	624	
850	608	14~16万円
825	592	
800	575	
775	559	
750	543	
725	526	12~14万円
700	510	
675	493	
650	477	
625	459	
600	440	10~12万円
575	421	
550	401	
525	382	8~10万円
500	363	
475	344	
450	325	
425	308	6~8万円
400	290	
375	272	
350	254	
325	236	4~6万円
300	217	
275	199	
250	182	
225	164	2~4万円
200	147	
175	129	
150	112	1~2万円
125	96	
100	78	
75	59	
50	39	
25	20	0~1万円
0	0	

自営 0 20 39 59 78 96 112 129 147 164 182 199 217 236 254 272 290 308 325 344 363 382 401 421 440 459 477 493 510 526 543 559 575 592 608 624 641 657 674 691 710
 給与 0 25 50 75 100 125 150 175 200 225 250 275 300 325 350 375 400 425 450 475 500 525 550 575 600 625 650 675 700 725 750 775 800 825 850 875 900 925 950 975 1,000
 【権利者の年収/万円】

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案の概要

法務省民事局

1 目的

- ① 抵当権等の担保物権の内容及び実行手続を、現代の社会・経済情勢に適合したものに改める。
- ② 司法制度改革審議会の意見を踏まえ、権利実現の実効性を確保するために、民事執行制度を強化する。

2 法律案の要点

担保物権の規定の合理化

- ① 雇人給料の先取特権の範囲の拡大
民法の規定する先取特権の被担保債権について、「最後の6か月間」の給料という制限を撤廃するなど範囲を拡大
- ② 抵当権の実行方法の多様化
抵当権の実行方法として、競売に加えて、不動産の賃料等の収益から優先弁済を受ける手続を創設
- ③ 抵当権と利用権との調整の合理化
短期賃貸借制度を廃止する一方、建物賃借人に対する3か月間の明渡猶予制度及び抵当権者の同意により賃貸借に対抗力を与える制度を創設

不動産執行妨害への対策

- ① 保全処分の強化
「占有屋」等を排除するため、民事執行法上の保全処分の発令要件を緩和
- ② 明渡執行の実効性の向上
占有者を次々に入れ替える等の方法による執行妨害に対処するため、占有者を特定できなくても、明渡しを命ずることができる制度を整備

強制執行の実効性の確保

- ① 間接強制の適用範囲の拡張
より効果的な強制執行の方法を選択可能にするため、間接強制の適用範囲を拡張
- ② 財産開示手続の創設
強制執行の対象となる債務者財産を把握するため、裁判所が財産の開示を命ずる手続を創設
- ③ 扶養等の義務に係る債権の履行確保
支払日が到来していない将来分の扶養料（養育費等）も含め、一括して、債務者の将来の収入の差押えをすることができる制度を導入

扶養義務等に係る金銭債権に基づく強制執行の特例について

第1 扶養義務等に係る定期金債権に基づく強制執行の特例（民事執行法第151条の2）

1 改正の目的・内容

現行法では、債務名義における請求が確定期限の到来に係る場合においては、その期限が到来しない限り、強制執行を開始することができないこととされている（同法第30条第1項）。

養育費その他の扶養義務等に係る定期金債権は、月数万円程度の少額であることが多く、現行法の原則どおり、各定期金債権の確定期限が到来するごとに反復して強制執行の申立てをせざるを得ないとすると、債権者にとっての手続的負担が重すぎる。しかし、扶養義務等に係る定期金債権は、その権利実現が債権者の生計維持に不可欠なものであるため、まとまった額につき債務不履行となるのを待って強制執行の申立てをしたのでは生計に事欠くこととなる。したがって、その手続的負担を軽減すべき必要性が特に高いと考えられる。

そこで、本法律案では、扶養義務等に係る定期金債権については、確定期限が到来したのに支払われていない分があるときは、確定期限が到来していない将来分についても一括して、強制執行を開始することができることとしている。